

## 細 則

平成 4 年 5 月 11 日 委員会制定  
令和 3 年 3 月 16 日 委員会一部改定

### 【土木学会地球環境委員会委員長選挙細則】

1. 本細則は、地球環境委員会の次期委員長候補者を選挙する方法を規定する。
2. 委員長選挙
  - 1) 委員長選挙は、地球環境委員会の当該委員長任期の最終委員会において実施する。
  - 2) 委員長候補者は、地球環境委員会委員長推薦小委員会が、委員らの意見を参考にして推薦する。
  - 3) 委員長選挙の投票方法は委員会において決定する。
3. 委員長推薦小委員会
  - 1) 委員長推薦小委員会は、地球環境委員会委員長、副委員長、幹事長により構成される。

(付則) 選出された候補者は重大な理由がない限り、就任を断ることは出来ない。しかし、候補者の辞退があった場合には、委員長推薦小委員会が新たな候補者を推薦し、再度、委員長選挙を実施する。

### 【土木学会地球環境委員会委員および幹事の選任に関する細則】

1. 目的  
この細則は、公募要領に定めるところによる応募者の内から委員および幹事を選任する方法を規定する。
2. 公募と選任方法
  - 1) 地球環境委員会は委員および幹事の公募要領を策定し、公募する。
  - 2) 公募方法は本細則 3 において、選任方法は 4 において規定する。
  - 3) 応募者が定数に達しない場合には、改選される委員もしくは幹事が本人の承諾の元で候補者を推薦する。
3. 公募方法
  - 1) 公募時に、公募対象の改選委員及び幹事の氏名並びに非改選委員及び幹事の氏名を公表する。
  - 2) 応募者の資格は以下の通りとする。
    - ・土木学会フェロー会員、正会員あるいは学生会員であること。
    - ・地球環境委員会活動の意義と内容について理解し、それに貢献できるもの。
  - 3) 応募要領には以下の項目が含まれる。
    - ・所属、職名
    - ・略歴
    - ・応募の理由（400 字程度）

#### 4. 委員および幹事選任方法

##### 1) 定足数

- ・委員選挙を行うための定足数は委員会構成員数の2/3以上とする。
- ・ただし、委任状および代理出席者を含むものとする。投票は出席者（代理を含む）によって行う。

##### 2) 投票、選出方法

- ・全ての応募者を対象にして、改選数以内連記の無記名投票を行う。
- ・当選は有効得票数の高いものから順次改選数までとする。同得票数のものが改選数を超える場合には年長者を上位得票者とみなす。
- ・応募者が定数に等しい場合および定数に満たない場合には信任投票とし、総得票数の過半数をもって決定する。

#### 5. 欠員の補充

- 1) 委員、幹事に欠員が生じた場合には、委員会の承認を経て補充することができる。

### 【土木学会地球環境委員会常置委員会推薦委員・幹事細則】

地球環境委員会（以下、委員会という）と連携して地球環境問題に関する調査研究を行うため、土木学会地球環境委員会に委員・幹事を推薦できる土木学会常置委員会は以下の通りとする。

#### ○委員

環境工学委員会、環境システム委員会、水工学委員会、海岸工学委員会、海洋開発委員会、原子力土木委員会、エネルギー土木委員、コンサルタント委員会、土木計画学委員会

#### ○幹事

環境工学委員会、環境システム委員会、水工学委員会、海岸工学委員会、海洋開発委員会、原子力土木委員会、エネルギー土木委員、コンサルタント委員会、土木計画学委員会  
なお、上記の常置委員会の変更は、以下により行う。

- 1) 上記に含まれていない常置委員会から委員もしくは幹事を推薦したい旨の申し出があり、委員会によって承認された場合。
- 2) 委員会が、上記に含まれていない常置委員会から委員もしくは幹事の推薦を得ることが必要であると認め、当該常置委員会の承諾があった場合。

### 【土木学会地球環境委員会特別委員・特任幹事細則】

特別委員および特任幹事の選任は、原則として次の考え方に基づく。

1. 特別委員は、原則として、環境省、国土交通省、経済産業省からの推挙に基づき、委員長が1名ずつ推薦する。
2. 特任幹事は、これまでの地球環境委員会との関わり、今後予想される貢献の程度等に基づき、委員長が推薦する。